

平成21年11月30日提出

# 平成21年11月市議会臨時会議案

白 河 市

議案第103号

## 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第12号 平成21年度白河市一般会計補正予算（第4号）

平成21年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第104号

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白河市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成17年白河市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の173」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

平成21年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第105号

## 白河市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例

白河市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年白河市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の173」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

平成21年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第106号

白河市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例

白河市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成17年白河市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の160」を「100分の145」に、「100分の173」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

平成21年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫

## 白河市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(白河市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 白河市職員の給与に関する条例(平成17年白河市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第21条第2項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の153」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の153」を「100分の140」に、「100分の83」を「100分の80」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては」及び「、12月に支給する場合においては100分の40」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条、第5条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	119,500	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	372,300
	2	120,600	190,700	228,600	268,500	296,600	328,500	375,000
	3	122,200	192,600	230,500	270,500	298,900	330,800	377,700
	4	123,300	194,400	232,300	272,600	301,200	333,100	380,400
	5	124,100	196,100	234,000	274,900	303,400	335,400	383,200
	6	125,200	197,900	236,000	277,000	305,700	337,600	385,800
	7	126,700	199,700	237,900	279,100	308,000	339,900	388,400
8	127,800	201,500	239,700	281,200	310,300	342,200	391,000	

9	128,700	203,300	241,400	283,400	312,600	344,500	393,700
10	129,800	205,200	243,300	285,500	314,900	346,700	396,400
11	131,200	207,000	245,300	287,600	317,200	348,900	399,100
12	132,300	208,800	247,200	289,800	319,500	351,100	401,800
13	133,300	210,400	249,100	292,000	321,900	353,300	404,500
14	134,400	212,400	251,000	294,100	324,100	355,400	406,800
15	135,700	214,300	252,800	296,200	326,300	357,500	409,200
16	136,800	216,200	254,700	298,300	328,500	359,700	411,600
17	137,900	218,200	256,600	300,500	330,800	361,900	414,100
18	139,000	220,100	258,500	302,600	332,900	363,900	416,200
19	140,200	222,100	260,500	304,800	335,000	365,900	418,300
20	141,300	224,000	262,500	306,900	337,100	368,000	420,400
21	142,500	225,700	264,500	309,000	339,300	370,100	422,600
22	143,600	227,600	266,400	311,100	341,400	372,100	424,600
23	144,700	229,600	268,300	313,300	343,500	374,100	426,600
24	145,800	231,500	270,300	315,400	345,600	376,100	428,700
25	146,900	233,100	272,300	317,500	347,600	378,200	430,800
26	148,300	234,900	274,200	319,600	349,600	380,200	432,400
27	149,600	236,800	276,100	321,800	351,600	382,200	434,000
28	151,000	238,500	278,100	323,900	353,600	384,300	435,700
29	152,400	240,100	280,000	325,900	355,600	386,400	437,500
30	153,900	241,600	281,900	328,000	357,500	388,300	438,800
31	155,400	243,200	283,800	330,100	359,400	390,200	440,100
32	157,000	244,700	285,800	332,200	361,300	392,100	441,400
33	158,300	246,200	287,500	334,200	363,400	393,900	442,700
34	159,900	247,700	289,400	336,300	365,200	395,600	444,000
35	161,400	249,300	291,300	338,400	367,000	397,400	445,400
36	162,900	250,900	293,200	340,500	368,900	399,100	446,700
37	164,400	252,300	295,000	342,500	370,800	400,800	447,900
38	167,000	253,900	296,800	344,500	372,200	402,000	448,800
39	169,600	255,500	298,600	346,500	373,700	403,300	449,700
40	172,200	257,100	300,500	348,500	375,200	404,500	450,600

41	175, 100	258, 600	302, 500	350, 500	376, 700	405, 700	451, 500
42	176, 800	260, 000	304, 200	352, 400	377, 900	406, 900	452, 300
43	178, 600	261, 400	305, 900	354, 300	379, 100	408, 100	453, 100
44	180, 300	262, 800	307, 600	356, 200	380, 300	409, 200	453, 900
45	181, 800	264, 200	309, 400	358, 200	381, 400	410, 300	454, 700
46	183, 600	265, 600	311, 100	359, 800	382, 300	411, 000	455, 500
47	185, 400	267, 000	312, 800	361, 400	383, 200	411, 700	456, 300
48	187, 200	268, 400	314, 500	363, 100	384, 100	412, 500	457, 100
49	188, 900	269, 700	316, 100	364, 800	385, 100	413, 300	457, 900
50	190, 400	271, 000	317, 700	366, 000	385, 900	414, 000	458, 700
51	191, 900	272, 200	319, 300	367, 300	386, 700	414, 700	459, 500
52	193, 400	273, 500	321, 000	368, 500	387, 600	415, 400	460, 300
53	194, 700	274, 800	322, 800	369, 600	388, 500	416, 200	460, 900
54	196, 100	276, 100	324, 400	370, 700	389, 200	416, 900	461, 700
55	197, 400	277, 400	326, 000	371, 800	389, 900	417, 700	462, 500
56	198, 700	278, 700	327, 600	372, 900	390, 600	418, 400	463, 300
57	200, 200	280, 000	329, 200	373, 800	391, 400	419, 100	463, 900
58	201, 500	281, 100	330, 400	374, 500	392, 100	419, 800	464, 700
59	202, 900	282, 200	331, 600	375, 200	392, 800	420, 500	465, 500
60	204, 200	283, 300	332, 800	375, 900	393, 500	421, 200	466, 300
61	205, 400	284, 500	333, 900	376, 400	394, 000	421, 900	466, 900
62	206, 700	285, 500	334, 900	377, 100	394, 700	422, 600	
63	208, 100	286, 500	335, 900	377, 800	395, 400	423, 300	
64	209, 400	287, 500	336, 900	378, 500	396, 100	424, 000	
65	210, 600	288, 600	337, 900	379, 100	396, 700	424, 500	
66	211, 700	289, 500	338, 700	379, 800	397, 400	425, 200	
67	212, 800	290, 400	339, 500	380, 500	398, 100	425, 900	
68	213, 900	291, 300	340, 300	381, 200	398, 800	426, 500	
69	215, 100	292, 300	341, 200	381, 700	399, 300	427, 000	
70	216, 200	293, 100	341, 900	382, 400	400, 000	427, 700	
71	217, 200	293, 900	342, 600	383, 100	400, 700	428, 400	
72	218, 200	294, 800	343, 300	383, 800	401, 400	429, 100	



73	219,000	295,700	343,900	384,400	401,900	429,700
74	220,000	296,200	344,500	385,100	402,600	430,400
75	221,000	296,700	345,100	385,800	403,300	431,100
76	222,000	297,200	345,700	386,500	404,000	431,800
77	223,000	297,600	346,100	387,100	404,600	432,300
78	224,000	298,000	346,600	387,700	405,300	
79	225,000	298,400	347,100	388,300	406,000	
80	226,000	298,800	347,600	388,900	406,700	
81	226,900	299,100	348,100	389,600	407,300	
82	227,900	299,500	348,600	390,200	408,000	
83	228,900	299,900	349,100	390,800	408,700	
84	230,000	300,300	349,600	391,400	409,400	
85	230,900	300,600	350,100	392,100	409,900	
86	231,700	301,000	350,600	392,700	410,600	
87	232,500	301,400	351,100	393,300	411,300	
88	233,300	301,800	351,600	393,900	412,000	
89	234,100	302,100	352,100	394,700	412,500	
90	234,800	302,500	352,600	395,300	413,200	
91	235,500	302,900	353,100	395,900	413,900	
92	236,200	303,300	353,600	396,600	414,600	
93	237,000	303,600	353,900	397,400	415,100	
94	237,800	304,000	354,400	398,000		
95	238,600	304,400	354,900	398,600		
96	239,400	304,800	355,400	399,200		
97	240,100	305,000	355,700	400,000		
98	240,900	305,400	356,200	400,600		
99	241,600	305,800	356,700	401,200		
100	242,300	306,200	357,200	401,800		
101	243,100	306,400	357,600	402,600		
102	243,800	306,800	358,000			
103	244,500	307,200	358,400			
104	245,300	307,600	358,900			

	105	246,100	307,800	359,400				
	106	246,600	308,200	359,800				
	107	247,100	308,600	360,200				
	108	247,600	309,000	360,600				
	109	247,900	309,200	361,100				
	110		309,600	361,500				
	111		310,000	361,900				
	112		310,400	362,300				
	113		310,600	362,800				
	114		311,000					
	115		311,400					
	116		311,800					
	117		312,000					
	118		312,300					
	119		312,600					
	120		313,000					
	121		313,400					
	122		313,800					
	123		314,100					
	124		314,400					
	125		314,900					
再任用職員		189,600	217,800	262,900	283,700	299,600	326,200	369,700

(白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年白河市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「給料月額に」を「給料月額（白河市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年白河市条例第 号）の施行の日において次の表の職務の級欄に掲げる職務の級の適用を受ける職員で、その号給が同表の号給欄に掲げる号給である職員以外の職員であるものにおいて、当該給料月額に100分の99.42を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に、「職員（」を「もの（」に改め、同項に次の表を加える。

職務の級	号 給
1 級	1 号給から 7 2 号給まで
2 級	1 号給から 2 4 号給まで
3 級	1 号給から 8 号給まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。  
(平成 2 1 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 2 1 年 1 2 月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の白河市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 2 1 条第 3 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 8 0」を「1 0 0 分の 7 5」とする。  
(平成 2 1 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 3 平成 2 1 年 1 2 月に支給する勤勉手当に関するこの条例による改正後の条例第 2 2 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、同号中「1 0 0 分の 3 5」を「1 0 0 分の 4 0」とする。  
(市長への委任)
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第108号

## 白河市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

白河市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年白河市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

平成21年11月30日提出

白河市長 鈴木和夫